

(3) 事務の共同実施

岩手県教育委員会

○公立小中学校事務の共同実施

- ・業務分担制による組織的な事務処理を推進し、共同実施グループの長が方針決定や進行管理を行うなど、職位に応じた役割を果たせるような組織体制の検討並びに教員が行っている事務作業についての共同実施グループの処理に向けた検討及び実践

○県立学校事務の共同実施

- ・学校事務について、従来の事務処理方法を見直し、地域単位で共同実施する方式を2地域の計4校において試行する。

1. 事業の実施報告

(1) 調査研究のねらい

- ① 小中学校事務における事務を共同で行うことにより、職位に応じた役割を果たせるような組織体制を図ること。
- ② 県立学校単独で事務処理を行う体制を見直し、地域単位で事務機能を担う事務処理体制を検討する。

(2) 事業の実施状況

① 公立小中学校事務の共同実施

(事業概要)

公立小中学校においては、学校事務職員は、各校とも通常1名で事務処理を行っていることから、当該学校事務の効率化や教育活動支援を目的として、平成16年度から地域ごとに小・中学校をグループに分け、同一グループに所属する学校事務職員が定期的に参集することにより、事務の共同実施を開始し、平成18年度からは全県的に行っている。

各校から持ち寄った書類を、グループ内の複数の事務職員で組織的に処理又は相互に審査することにより、業務の平準化及び標準化を図っている。また、学校集金や教科書給与事務の支援など、教員の事務負担軽減を図り、きめ細かな教育活動を支援する取組みも行われている。より一層の効率的な事務処理、教員の事務負担軽減に資する実践を重ね、県内への普及を図っている。

(事業の実施状況)

平成21年度の調査研究事業においては、県内各地で行われている共同実施の現状と取組状況を把握するため、平成21年7月に全市町村教育委員会に対して、アンケート調査を実施した。

その結果を基に、共同実施の先進的な取組内容、成果、課題について事例紹介を行い、情報共有を図り、今後の共同実施の推進とさらなる充実を図るため、平成21年10月に「共同実施実践交流会」を開催した。

また、他県の共同実施の取組み、推進方法等の状況を調査、情報収集し、本県における共同実施の実践内容の充実を図ることを目的とし、11月に先進地等調査を実施した。

② 県立事務の共同化

(事業概要)

- ・ 全県的に児童生徒数の大幅な減少が見込まれる状況のもと、小規模校における事務体制（職員配置を含む）を早急に検討する必要があること。
- ・ 一方で、厳しさを増す行財政状況を踏まえ、職員体制のスリム化が求められていること。
- ・ 上記のような厳しい定数状況のもとで事務機能を確保していくためには、どの学校においても同様に事務処理を行うという学校事務体制を見直し、一定の地域単位で事務機能を担う事務処理体制としての「学校事務の共同化」に取り組むことが必要であること。

(事業の実施状況)

1の問題意識を踏まえ、本県では、20年度からモデル地区を設けて県立学校事務の共同化に取り組んできた。

(1) 導入校（モデル地区）

「花巻北－東和」及び「水沢－胆沢」の2地区

(2) 共同化の形態

「拠点校方式」（事務処理の中心となる「拠点校」が、小規模な「連携校」の事務をとりまとめる。連携校には正職員1人を配置し、拠点校職員は事務長を含む全員が連携校を兼務する。）

(3) 職員の配置

- ・ 拠点校（花巻北、水沢）では、事務長を含む全職員が連携校（東和、胆沢）を兼務。
- ・ 連携校には、正職員1人を配置。当該職員は、事務長の役割の一部を実質的に担うことを考慮し、主査級又は主任主査級の職員とする。
- ・ 正職員1人体制では、電話や窓口対応が困難になることが想定されるため、連携校には、非常勤職員1人を通年で配置（学校徴収金等の会計処理を事務室で実施）。また、連携校の事務処理の一部を担う拠点校にも、非常勤職員1人を通年で配置。

(4) 事務分担・決裁権

- ・ 連携校における事務は、規則等で権限の定めのあるもの等をのぞき、連携校で完結させることを基本とする（総括的業務、文書、サービス、生徒に関する業務等）。
- ・ 拠点校の事務長は、規則等で権限の定めのあるものや連携校から特に要請のあった場合等をのぞき、連携校の業務には対応しない。
- ・ 出納員は拠点校の事務長とし、庶務的な業務（給与、支出、物品購入等）については、概ね拠点校における審査・決裁とする。
- ・ その他、具体的な事務分担を関係校に提示し、それに基づいて事務処理する。

2. 調査研究の成果（実施による効果）

(1) 公立小中学校事務の共同実施

主に給与・旅費・手当・サービス関係書類を各校から持ち寄り、グループの事務職員が相互審

査を行っていたが、平成 19 年度に、業務の効率化や教育活動支援等を目的に、共同実施に適する事務について検討会を設置して実践検討を重ね、その結果を県内全市町村に対し周知し、推進を図ってきた。

平成 21 年 7 月に実施したアンケートによると、地域の実情や市町村の現状により取組状況は異なるが、グループ内の役割りを明確にすることにより、グループが組織として機能してきており、事務職員の資質の向上が図られてきている。

また、市町村教育委員会との連携による管理運営規則改正等により、業務が簡素化され、業務の効率化や教育活動支援に向けた取組みが図られている。

(2) 県立学校事務の共同化

20 ～ 21 年度の 2 カ年にわたり、モデル的に事務の共同化に取り組んできた両地区の関係者への聞き取り等を踏まえた現時点での総括は以下のとおりである。

ポイント	総 括 (各 論)
導入校について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合対象校への導入は、統合に向けた両校の話合いのなかで議論を進めやすい。 ・ 今回の両地区の「拠点校－連携校間の距離」は約 8 ～ 10km (車で 15 ～ 20 分程度) であったが、定期的な職員の訪問や書類のやり取り等を考慮すると、距離は導入の大きなポイントと考えられる。
共同化の形態について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正職員の非配置にまで踏み込む方式(センター化)には、学校事務のあり方を含めた議論(特に教員との間で)が必要であることを踏まえると、現状においては「拠点校方式」が現実的と考えられる。
職員の配置について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携校に配置される職員には、学校事務職員としての実務的な知識及び経験が不可欠である。 ・ 一部事務長的な業務も担うことを考慮すると、連携校には、主査又は主任主査級の職員を配置することが合理的である。
拠点校職員(事務長含む)の関わり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務長を含む拠点校全職員が連携校を兼務し、サポートすることは必要である。具体的な連携の仕方については、なお検討が必要である。 ・ 事務長による連携校への定期的な訪問は不可欠である。ただし、その頻度や訪問時における具体的な業務については、拠点校と連携校の協議で決めるべきである。
非常勤職員の配置について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携校については、窓口や生徒対応、正職員の年次休暇や出張等を考慮すると、事務補助的な非常勤職員の通年配置が不可欠である。 ・ 拠点校についても、連携校に係る支出、旅費等の事務を担うため、事務補助的な非常勤職員の配置が必要である。
拠点校と連携校の事務分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、平 20 当初に教職員課として示した事務分担案に沿

担について	<p>って業務が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種照会や研修等のとりまとめを拠点校で行うことは業務の重複にすぎないとの意見があることから、拠点校としてのとりまとめを本当に要する事務か否か再検討が必要である。 ・業務のより一層の効率化の観点からは、旅費や給与等の決裁権を拠点校の校長決裁とすることが可能かどうかの検討が必要である。
校長をはじめとする教員の理解の促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員が1人配置となることで、窓口対応や各種支出事務など、従来どおりの対応が困難になる部分もあることから、導入時には、教職員課や拠点校も含めて、体制変更について教員の理解を得る努力が必要である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学力検査（入試）業務があれば、1人での対応は絶対にできないとの声が強かった。導入にあたっての検討材料にする必要がある。

【総括（総論）】

標準法定数1の学校における事務機能を確保する一つ的手段として、「拠点校方式」は有効と考えられる。ただし、拠点校と連携校間の距離や統廃合の進捗状況などを踏まえて導入の可否を判断するとともに、適切な人員配置や非常勤事務職員の措置、校長をはじめとする教員の理解の促進等に努める必要がある。

3. 今後の取組予定

(1) 公立小中学校事務の共同実施

小中学校事務の共同実施については、それぞれの地区、学校の規模や状況が異なること、又、市町村教育委員会の現状により環境整備が異なっていることから、教育事務所や市町村教育委員会等が連携し、地域の実情に応じた業務の効率化や教育活動支援等に向けた取組みの検討・実践を重ねていくと同時に、グループ内業務の役割りの明確化を図り、給与事務の諸手当認定事務について、グループの長が専決処理できるよう、グループの長への権限の委譲について市町村教育委員会へ協力を促していく。

また、実践交流会での発表事例を中心に、今後も先進的な事例について、県内に周知を図りながら、市町村教育委員会への働きかけを行い、共同実施を推進する必要がある。

(2) 県立学校事務の共同化

(1) 今後の「拠点校方式」の導入については、標準法定数の状況や学校間の距離、さらには高校再編の動向等の諸条件を踏まえて個別に判断することとする。

(2) 一方で今後は、周囲の学校との距離等の関係で、現在の「拠点校方式」をそのままあてはめることが難しい学校も出てくるものと考えられる。

したがって、22年度は、高校再編の動向等も踏まえつつ、県立学校の事務体制としてどのようなかたちが望ましいか検討を行っていくこととする。